

令和 6 年 第 9 回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 9 月 25 日(水) 午後 2 時 30 分～午後 4 時

2. 開催場所 茅野市役所 大ホール

3. 出席委員 26 名

農業委員（18 名）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会 長	牛山 義登	8	委 員	柳澤 圭吾
17	会長代理	小林 修治	9	委 員	前田 ちひろ
1	委 員	宮澤 あゆみ	10	委 員	矢島 平一
2	委 員	白鳥 誠司	11	委 員	吉田 秀史
3	委 員	矢島 勝秀	12	委 員	堀内 友恵
4	委 員	小平 開	13	委 員	篠原 朋夫
5	委 員	宮坂 直治	14	委 員	小池 正雄
6	委 員	伊藤 利幸	15	委 員	濱 惣一
7	委 員	渡邊 公人	16	委 員	田村 和己

農地利用最適化推進委員（8 名）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委 員	細川 光夫	24	委 員	竹村 俊治
20	委 員	宮崎 博人	25	委 員	帯川 孝男
21	委 員	小林 正一			
22	委 員	有賀 宣尚	27	委 員	戸田 広史
23	委 員	島立 雄幸			

4. 欠席委員 1 名

5. 議事日程

第1 農業委員会長招集あいさつ

第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任（11 番:吉田 秀史、13 番:篠原 朋夫）

第4 総会の公開について

第5 審議

議案第 42 号 農地法第 3 条の規定に依る許可申請について（3 件）

議案第 43 号 農地法第 4 条の規定に依る許可申請について（1 件）

議案第 44 号 農地法第 5 条の規定に依る許可申請について(14 件)
議案第 45 号 農用地利用集積計画(貸借権設定)の決定について
(27 件)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 鎌倉 亮
事務局次長 五味 義人
主 任 和氣 高史

7. 会議の概要

会長代理	皆さんこんにちは。大変お疲れさまでございます。本日も時間通りお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまより茅野市農業委員会第 9 回総会を開催いたします。よろしくご審議をお願いします。 それでは開催に先立ちまして、本日の総会の成立宣言をいたします。本日は欠席者農業委員 1 名となっておりますが、定員に達しておりますので、この総会は成立することを宣言いたします。 それでは次第に従いまして、1.農業委員会会長招集あいさつ、ということで会長よろしくをお願いします。
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長	皆さんお疲れさまです。9月の定期総会に先立ちまして、一言ご挨拶させていただきます。まず先週末行われました茅野市農業祭並びに JA 信州諏訪農業祭茅野会場にはご多用の中、いろんな分野からのご協力をいただきまして、ありがとうございました。おかげさまをもちまして、農業委員会のブースは盛大のうちに幕を引くことができました。改めて、お礼をさせていただきます。ありがとうございました。 暑さ寒さも彼岸までということで、空を見上げると大分その高さを感じる時期になったかなと、そんなふうに思っております。ことわざの通り、異常までの暑さというのも落ち着きまして、昨日一昨日の晩は、よもやちょっと肌寒いようなそんな気候で、極端な気温の変化に体の方がついていけないような状態かなと思いますが、どうか皆さんご自愛していただくようお願いいたします。また各地では異常気象ということで、突風だとか、500 円玉ぐらいの雹が降って車のフロントガラスにひびが入ったとか、また能登におきましては、1月の地震の災害が復旧の途中にもかかわらず、そこへまた災害に遭ったという、言葉では表せないような悲惨な状況が毎日、いろんなメディアを通じて

皆様も感じているのではないかと考えております。一刻も早く国の方で、復興をお願いできればと、そんなふうなことをみんな望んでいるのではないかなと感じております。

さて令和の米騒動の中で、周囲の水田ではいつもより早く稲刈りが進んでいるような状況であります。そんなところで稲刈りも終盤に差しかかっているのかなと、そんなことを思っているところです。

ちょっと私の近隣のことをお話しますが、私の花を作っている圃場の横で、今年5月から神奈川県厚木の方から米を作りに来ていた人がいて、1反7畝ぐらいの田んぼを私の方で貸していて、試しにやってみたらということでやっているんですけども、毎月来て草刈り等の管理をしっかりやって、今年もいい出来栄で進んできたところであります。また先週は仲間6人ぐらいを連れて、1泊2日で稲刈りに来てハゼ掛け米で仕上げたいということで、地元の稲束を持って来ました。作ったお米は、厚木の方の商店街の11月のイベントで、一部はみんなに振る舞って、あと残りについてはチラシを作って販売を呼びかけたところ、あっという間にかなりの量が売れるようなことになって、来年は増やしていきたいという計画を今立てているようなところでございます。やはり私たちはここにいれば米というのは普通かもしれませんが、都会にいる人たちにしてみれば、やっぱり米騒動を通じた中、またおいしいお米ということで安心できるものというものを望んでいる人が多いという状況だそうです。その人たちは決まって、作業に来た帰りには、望岳の湯だとか、茅野市内の温泉のチケットを買ってみんなで温泉に入って、茅野市内でそばを食べて、市内のスーパーとかそういうところをめぐってお米を買い出しして帰るというというのが一環となっているということで、かなりまだ米の方も落ち着いてないということであります。さらにですね、この作業の様子とか、生長の過程をドローンや写真に収めたりしてSNSで流したりとかいうことで、そこに参加したいという仲間も増えてるということであります。そんなことで、やはり価値感というものをどのように利用していくかということで、今後地域計画の中でその人たちというの、いわゆる国の方で言っている半農半Xというような、そうした農業を担う人っていうものに位置付けられるんじゃないかと。

またこちらの方で、農業者が少なくなってくれば、ある程度まとまらなくても小さいところでもそういう人たちに預けていく、そんなものも1つのツアー的な、オーナー農園じゃないですけどそんなふうにして利用というか、一緒に農地を守っていく、そんなことができるんじゃないかなということを考えている次第であります。

ハゼ掛けっていうのも慣れない中でですね、いい加減に立てると、大変な目にあうよっていうことを話したんですがどうもピンとこなかったらしいです

	ね。運がいいのか悪いのかはわかりませんが2日前に私の田んぼ近所で、ハゼを立てたことがない人が立てたのが、転んでいたんですね。そうなりと大変だと言って言ったらその写真を撮って行って、みんなによく言っておきますなんて言って帰って行ったんですけど、やはり新しいものという考えということではないかと思うんですけど、そういうところというのはやはり私たちも、やっぱり提供できるものは提供していけばいいのかなとそんなふうに思った次第であります。 農業を担う人をどうすればいいかというのは地域計画の中で皆さんそれぞれ描いてるかと思いますが、そんなこともですね、いろんな人との繋がりを持ちながら、農業を維持していく、そんなことに力を注いでいくのもひとつかなと、そんなふうに考えていきます。価値観の違いといえ、農地というたすきをどんなふうにつなぐか、そんなところも皆さんと一緒に今後、我々の任期はあと半年しかありませんが考えていきたい、そんなふうに考えております。よろしくをお願いいたします。 まとまりませんが、開会に先立ち挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
2. 議事録署名委員の選任	
会長代理	続きまして、本日の議事録署名委員の選任を行います。本日は11番の吉田秀史さん、13番の篠原朋夫さんよろしくお願いいたします。 それでは、総会の公開についてということで、会長よろしくお願いいたします。
3. 総会の公開について	
会長	審議に入る前に本日の総会の公開非公開について、皆さんにお伺いいたします。 なお発言につきましては、挙手の上、議席番号、氏名を告げてからお願いします。 本日の審議事項は事前にお知らせしております通り、農地法による許可申請は3条3件、4条1件、5条14件となっております。また、農用地利用集積計画の賃貸借設定が27件となっております。 審議内容については個人的な情報が入っていますが、会議は原則公開として進めたいと思いますが皆さんにお諮りいたします。 公開としてもよいと判断される委員さんは挙手願います。 (賛成多数) 賛成多数ということですので、本日の総会は公開で進めていきます。 (傍聴者なし)
4. 審議	
議長	それでは早速ですが審議事項第42号、農地法第3条の規定による許

	可申請から順次、事務局より説明願います。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
11 番委員	9月24日に米沢地区委員で現地確認を行いました。譲渡人は高齢で財産処分のため申請地とその隣にある家屋を手放したいというかたちで、受人が農業拡大のため農地の方を購入するということです。現地を確認させていただきましたが水稻が作付けされており、綺麗に管理されておりました。特に問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 1 は原案の通り決定いたします。 なお、事務局の方から受人へ耕作を促すようお願いいたします。
次長	はい。許可書を出す中でしっかり営農していただくよう指導いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
2 番委員	9月 21 日、玉川地区委員3名にて現地調査を行いました。 案内図3-2をご覧ください。申請場所は玉川地区穴山集落内の上部、県道 196 号線、神之原青柳停車場線、柳沢信号機から西へ 100 メートル行き、南へ 50 メートル入ったところにある、739 平米と 838 平米の畑です。渡人は県外に居住し、高齢となり耕作ができないため譲りたいということです。受人は水稻 1.5 町歩、畑 1 町歩でブロッコリーなどの複合経営をしており、経営規模拡大のため、農地を探していました。両者の合意があり購入することとなりました。現地を確認したところ申請地は現在ブロッコリーが作付けされています。また農地取得後すべての農地を利用するとともに、トラクター3台、ブームスプレイヤー、コンバイン等の機械を所有し、労働力は家庭内労働力で、地域の関係を見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると思います。このことからこの売買は問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議をお願いします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)

議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 2 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 2 は原案の通り決定いたします。
議長	続まして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
8 番委員	9 月 19 日、北山地区委員 3 名で現地調査を行いました。案内図 3-3 にありますように、申請地は、柏原集落に位置する 595 m²の畑です。現在は少し荒れた状態となっています。渡人は白樺湖で旅館業を営んでおり、手不足により耕作困難のため、所有権移転を希望しています。受人は、農業と林業を営んでおり、経営規模の拡大を行うため、渡人の要望に応えたいと考えています。機械、労働力等を確認し、許可要件をすべて満たしていることから、この所有権移転は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 3 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 3 は原案の通り決定いたします。
議長	それでは続まして議案第 43 号、4 条の許可申請に移っていきます。申請番号 1 から説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
24 番委員	8 月 19 日、宮川委員 4 名にて現地調査を行いました。場所につきましては、案内図になりますが、丸山上バス停から柏木集落に向かって丸山集落の外れになります。受人が相続した農地に自宅を建設したいということです。現地を見てまいりましたが、現状は、ビニールハウスが建ててあります。それを撤去して、広い土地なので、その一部に住宅を建設したいということです。被害防止措置等の申請内容を含めて特に問題はありませんので、この転用は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。

	(質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	それでは続きまして議案第 44 号、5条の許可申請に移っていきます。申請番号 1 から説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
10 番委員	9月 21 日、ちの地区委員 2 名で現地確認を行いました。申請地は市役所の南西にあり、地目は田になります。転用目的は子ども夫婦の住宅を建設するということです。隣接農地はありません。現在の敷地は長年建物がある状態で空きスペースのところも店舗駐車場として貸していたということで、今は何もない状態になっております。先ほど事務局の説明にもありましたが顛末書が添付されております。転用については問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん、および事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 1 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
10 番委員	申請地についてはちの地区仲町になります。地目は田と一部畑ということですが、不耕作の農地になります。転用目的については、住宅分譲地として売買するということです。渡人の 2 名のうち 1 人は相続で取得しましたが、耕作ができずに不動産会社へ処分を相談していました。もう 1 人は、事業のため草取り程度の管理で精一杯で、土地の処分を検討していたところ、受入との話がまとまり、手放すことになったということです。 隣接農地については北側、東側、南側にありますが、耕作しているのは、北側にあります田んぼのみということで、こちらについてはですねちょっと事前説明がされていることが確認できませんでしたのでしっかりと説明をいた

	きたいです。その他の隣接地所有者の方については、事前の説明をされていることを確認できております。被害防除措置に関しては、工事中の防じんネット設置、雨水排水及び用水路への配慮がされていますので問題ないと考えます。北側の農地に関しては事前説明が必要だと思います。他、転用については問題ないを見てまいりました。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
3 番委員	北側の農地について、まだ説明はないということですが。
次長	はい。今現在、まだ説明の連絡を取っていただいているところなんですけれども、まだ説明するには至っていないという状況でありまして、また促していきます。
3 番委員	それで決裁できるんですか。
次長	説明がされていることが望ましいんですけども、必ず説明しなくてはいけないというわけではないです。
3 番委員	わかりました。説明がされていないと話が進められないと思っていたものですから。
議長	よろしいですか。今の質問なんですけど、法律上は説明する必要はないということですが、茅野市においては、いろんなトラブルを避けるために事前に説明しておきましょうということに進めているという、そんな状況であります。よろしくお願いいたします。
議長	その他にありますか。 ないようですので採決に入ります。 申請番号 2 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 2 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
24 番委員	9 月 21 日、ちの地区担当 2 名で現地を確認しました。申請地は、案内図 5-3 を参照してください。民家裏の不耕作状態の農地になります。渡人は遠方で管理が困難であり、以前から手放したいと考えておりました。受人は共同住宅経営が順調で、良い条件の場所があればさらに事業の拡張を考えていたところで話がまとまりました。下水は公共下水道へ接続、雨水は地下浸透、被害防除措置等は適正でありました。しかし隣接農地地権者への説明済みの記載がありましたけれども、実際は説明がまだであるということです。ですので、事務局の方で確実に説明等してもらえよう指導してい

	ただきたいと思います。以上ご審議よろしくをお願いします。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん、および事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
	ないようですので採決に入ります。 その前に、事務局からしっかりと事前説明をしてもらうということを伝えたくてお願いいたします。 申請番号 3 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 3 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
24 番委員	9月 21 日、ちの地区担当 2 名で現地を確認しました。申請地は案内図 5-4 を参照してください。渡人は手不足及び水の確保も困難なため不耕作状態で、今後も見込みがないため手放すことにしました。受入は薬局を全国展開しており、立地条件のよい土地を探しており話がまとまりました。隣接農地はなく、三方は道路に面しております。現状の高さで駐車場として利用し、砂利道の部分は地下浸透、舗装の施工の部分は、道路側溝へ自然流入、その他被害防除措置に問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 4 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 4 番は原案の通り決定いたします。
議長	では次にちょっと番号飛びますが 5-14 でお願いします。
次長	すみませんちょっと番号は飛び飛びになってしまい大変申し訳ありませんが、議案書は 4 ページ、地図は最終ページになります。
次長	【申請番号 14 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
24 番委員	8月 19 日、宮川委員 4 名で現地調査を行いました。先ほど事務局からもお話ありましたようにこの件については、7 月の総会で、競売に充てる資料についての内容の確認ということでさせていただきました。その後、資料が整っ

	て9月に入札ということで、ここで決定しましたので5条転用の準備に入るということで、その5条転用の確認ということになります。実際にはここは農地なんです、もうすでに倉庫のようなものがコンクリートを土場で建っています。通常ですと始末書添付という形になると思うんですが、実際にここを建てた方はもう亡くなってしまっているということで、この件についてはここで何をやるということではなくて、この建っている倉庫を落札して使用していきたいということでしたので、特に色々なヒアリング措置とかそういった内容の資料はついていませんので、この転用については、現状のままの所有権移転ということで特に問題ないと見てまいりましたので審議のほどよろしく願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号14番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号5番は原案の通り決定いたします。
次長	【申請番号5について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
24番委員	9月19日に宮川地区委員4名で現地確認をしました。申請地ですが、長峰中学校の校舎の南側に位置してしまっていて、周辺は住宅地になっておりわずかに残った農地になります。今回の申請は祖父から孫への使用貸借権の契約になっております。また、申請地の隣地は受人の実家でもありますし、いずれにしろこの申請は問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号5番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号5番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号6について説明をお願いします。
次長	【申請番号6について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。

11 番委員	9月23日に米沢地区農業委員2名で現地調査を行いました。申請地は5-6をご覧ください。場所は米沢北大塩地区、一般県道諏訪・茅野線の松林橋下になります。譲受人は先ほど説明がありましたように、現在県外でマンション住まいですが、売却して、親の住宅地の下に土地を購入し住居を建てるといことです。譲渡人は地区内の方になります。申請地は何も作付けされていない状況で、きれいに管理されていました。被害防除措置は適切で、今回の所有権移転は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号6番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号6番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号7について説明をお願いします。
次長	【申請番号7について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
4 番委員	9月21日に委員3名で確認に行ってまいりました。場所につきましては、梅蔵北の市道を200メートルほど上がった場所で、塀に囲まれた倉庫がありますが、倉庫の西側の隅の一部と、土手を含んだ21平米です。渡人は耕作管理が困難ということで、面積がそれほどないということで、譲渡したということです。この場所は、昭和49年に隣接地の駐車場として、渡人が亡き父の許可をいただいてそこに倉庫を建て、これが農地法の違反に当たるといことで、顛末書を添えて申請がありました。受人は倉庫の購入時に発覚した模様で、面積的に狭いということで、譲渡してもらえたということになっております。特に問題なしと見てまいりましたのでご審議をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号7番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号7番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号8について説明をお願いします。
次長	【申請番号8について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。

4 番委員	9月 21 日に委員 3 名で確認に行つてまいりました。場所につきましては先ほどと同じ場所になります。今度は倉庫の東側ですね、東側に 207 平米で、ここも半分が倉庫の入口として利用していたため、すでに舗装されて半分は、雑草で覆われておりました。渡人は手不足のため耕作管理が困難ということで、先に倉庫の売却が成立した受人によりこの土地の売買の話が出たためこれに乗ったということです。先ほどもありましたが、農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域から除外の文書が出ております。ただし用地が舗装されて使用していたために、顛末書が必要ではないかということで確認したところ、明日顛末書が出るということです。今回はそれでいいかなということになりました。受人は住宅等の建設、設計施工管理を営んでおまして、業務拡大のため利便性の良い倉庫の駐車場として、この場所を取得するということになります。特に問題なしと見てまいりましたので、ご審議をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 8 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 8 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 9 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 9 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
2 番委員	9月 21 日玉川地区委員3名にて現地調査を行いました。案内図5-9をご覧ください。申請場所は玉川地区神之原集落内、玉川小グラウンドから北へ 50 メートルに位置する農業振興地域内の、農用地区区域内の白地でございます。申請筆数は4筆、田が 3 筆と畑 1 筆で、現在遊休荒廃地となっております。渡人につきましては市内に在住し、高齢で後継者がいません。また周辺が宅地化したため営農が困難となっている状況でございました。受人につきましては市外にある屋根工事業、太陽光発電事業を営む会社でございます。茅野市に太陽光発電施設を建設するため田畑 5744 平米を購入したい希望がありました。両者の合意が得られたため、購入の予定となっております。現地を確認しましたが周辺に農地はございません。雨水排水は敷地内浸透、汚水の排水はありません。その他被害防止措置は適切です。目的の通り太陽光発電施設の開発に対して支障はないと思います。問題はないと見てまいりましたので、よろしくご審議をお願いします。 なお、転用計画について若干ご説明したいと思います。パネルメーカーに

	については、カナディアンソーラーというソーラーを入れるそうで最大出力 585 ワット。モジュール数、これはパネル枚数ですが、964 枚。パネル下部の面積については 2453 平米。出力 563.94 キロワット。架台についてはアルミ製で傾斜 10 度でパネルを設置する予定でございます。地面からのパネルの最大高さについては約2メートル。また北側と西側に栽植をする予定で、56 本の木を植える予定でございます。以上でございます。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
14 番委員	これは下で何も作らない営農型の太陽光発電とは違って普通の完全な太陽光発電ですよね。もう売電だけ。
2 番委員	はい。
14 番委員	あと、売電価格ですが、これはどのぐらいになっていますかね。ここで作っていただいてもいいんだけど売電価格が安くてあとで大変なったりしたらちょっと、負の遺産になっちゃう可能性も無きにしもあらずですので。
事務局	申請書には FIT、固定価格買取制度の証明が添付されていないのでちょっとわからないのですが、おそらく環境課の方で情報があると思うので、確認します。
14 番委員	今大体 10 円ぐらいですかね。10 円で、採算が取れたら、もう。もちろん今資材価格とか、建設費用が昔に比べて相当下がってきてますので、採算が取れると踏んだ上でこれを出しているというふうに考えてもいいと思います。わかりました、ありがとうございました。
事務局	売電価格の話になるんですけども、茅野市の生活環境保全条例で、事前協議をして説明住民説明会が9月 21 日にあったと聞いております。住民説明をして、その結果を環境課に提出してから、中部電力ですとか、売電の会社と契約を結ぶということになるので、その段階で売電価格が今後、決まってきます。ただ、もう国の方で 11 円だとか、10 円だとかっていうのはもう相場で決まってるんですけども。
14 番委員	限りなく 10 円に近い形で、ということですね。
事務局	そうですね、おっしゃる通りです。
議長	その他質問等ありますか。 ないようですので採決に入ります。申請番号 9 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 9 番は原案の通り決定いたします。 なおこの案件につきましてはここでは決定いたしましたが、3000 平米以上ということで、先ほど話のあった環境保全条例にかかるということ、また面積が大きい太陽光につきましては、県に上げる前に、南信地域の常設委員

	会、ここでも審議するというな段階を踏んでおりますので、お伝えしておきます。よろしくお願いいたします。
議長	続きまして申請番号 10 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 10 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
19 番委員	9 月 21 日に玉川委員 3 名により現地を確認しました。申請地は案内図 5-10 をご覧ください。玉川保育園から 300 メートル東北に位置する住宅地域内の第二種農地です。当該農地の隅には現在区民や近隣アパートの住民が利用するごみステーションが設置されています。渡人には遠方に居住しているため、耕作や管理が困難になっています。受人は、周辺にアパートを複数棟経営している地元の不動産会社です。この土地と市道の境界には、30 年以上前からアパート住民や区民が使えるよう、アパートを経営している不動産会社のごみステーションを設置しました。不動産会社いわく、設置にあたっては当時の茅野市の担当者と相談し、市道と水路の脇にごみステーションを設置したそうです。その後はごみステーションの管理清掃は不動産会社が行っています。ところが最近渡人が土地を手放そうと計画したところ、ごみステーションがわずかに土地に越境しているため、土地が売れないとの連絡がありました。ごみステーションは現在も多くの世帯が使用しているため、撤去することは別の問題に発展しかねないため、受人である不動産会社がこの土地を購入しごみステーションの敷地を広く、駐車スペースもと、使いやすくして維持することになりました。現地を確認しましたところ、市道脇の水路ぎりぎりにごみステーションが設置されており、現在は車を市道に停めてごみを出している状況ですので、敷地が広がることで地域の住民も使いやすくなります。この転用と売買は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 10 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 10 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 11 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 11 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
19 番委員	9 月 21 日に玉川委員 3 名により現地を確認しました。申請地は案内図 5-11 をご覧ください。玉川小学校から 200 メートル東に位置する住宅地域

	内の第3種農地です。渡人は高齢のため耕作が困難で、後継ぎもいないため、管理ができず荒廃状態となっていたところ、受人により購入の希望があり応えることになりました。受人は申請地に隣接した電子部品会社を営んでおり、社屋の1階を薬局に賃貸していますが、その会社及び薬局利用者の駐車場が不足となったため、隣接する荒廃農地の購入を決めました。現地を確認しましたところ、市道に面し3面は宅地に囲まれており、農業用水路はありません。この転用と売買は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 11 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 11 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 12 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 12 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
5 番委員	9月 23 日に金沢地区委員2名で現地確認を行いました。5-12 をご覧ください。申請地は、金沢地区木舟、国道 20 号線に面した場所になります。 令和5年 12 月 19 日に住宅拡張用地として、農地法 5 条の規定による許可を受けた場所の計画変更です。現在の敷地が狭く、国道への出入りを容易にするため取得した土地ではあるが、市内に住む借人の息子家族から該当の土地に住宅を建築したいという申し出があったということです。貸人も、息子家族に近くに家を建てて移住してきてほしいとのことです。造成を行わず、被害防止措置は適切です。また、近隣の農地所有者にも説明済みです。この使用貸借権は問題ないと見てきました。ご審議のほどよろしく願います。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 12 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 12 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 13 について説明をお願いします。
	【申請番号 13 について議案書をもとに朗読】

議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
13 番委員	21 日の日に湖東地区2名で現地を確認しました。 申請地は山口集落北側の第2種農地で、北側は道路、東側が譲渡人所有の畑、西側が譲受人の資材置場、南側は畑と接しており、譲受人は資材置場の拡充、譲渡人は2年ほど前まで譲受人である会社の役員を務めていたこともあり、当該土地を贈与するという申請であり、南側の農地の所有者には転用計画の説明がなされており、パレット等の資材置場として現況のまま使用するため、転用による隣地への影響が少なく問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 13 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 13 番は原案の通り決定いたします。
議長	それでは続いて議案第 45 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」についてお願いします。事務局の方で説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 から申請番号 3 について議案書をもとに一括で説明】
議長	ただいま申請番号 1 から申請番号 3 について議案書を一括で説明をしていただきました。あと残りの方は更新ということになっておりますので、また見ていただいて、問題ないかと思いますので、よろしく願います。
議長	以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第 9 回総会を閉会いたします。

令和 6 年 9 月 25 日

議 長

委 員

委 員